

番 号	陳情 第 6 7 号	受理年月日	令 8 . 5 . 2 9
件 名	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて		
結 果	令和 8 . 10 . 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、中学生は社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え、判断する力を育むことが求められること、また、令和 8 年 3 月、沖縄県名護市辺野古沖における修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆した事故が発生したことから、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習について、政治的中立性、適正性及び安全性を確保するため、1 項＝公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。2 項＝保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。3 項＝教育委員会または学校に保存されている過去 3 年間の修学旅行・平和学習等の計画書、実施要項、実施報告等を確認し、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったか確認すること。4 項＝3 項に該当または懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝平和に関する教育の政治的中立性に関する基本方針については、市教育委員会としては「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和 8 年 4 月 7 日付文部科学省通知）及び教育基本法第 14 条の趣旨に沿って確認するとともに、市立中学校においても、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動が禁止されていることに留意することや、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることのないよう留意することなどが職員会議等で全職員に指導されたことを確認している。また、国政選挙等が行われる際には、「教職員等の選挙運動の禁止等について」（直近は 8 年 1 月 26 日付同省通知）を示し、特に教育公務員については、同法等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持、または反対のために政治的活動をすることの禁止を周知している。

2 項＝沖縄県での事故を踏まえ、国から発出された 8 年 4 月 7 日付の通知を受け、市教育委員会としては市立学校に安全確保の徹底を通知し、指導している。また、修学旅行を実施する前に、目的、訪問先、活動内容、緊急連絡体制等を明らかにした実施計画を市立学校から提出させ、安全管理体制等を確認するとともに、市立学校においては、修学旅行や校外学習の目的、活動内容等について、学年保護者会や文書配付等により丁寧な説明を行っているほか、訪問先での安全確保を図るため、訪問先を所管する警察や消防等の外部機関に対し、当日の日程を添付した上で安全確保等について文書で依頼し、協力を要請している。さらに、市教育委員会としては、県の「学校における危機管理の手引」を基に、各学校に危機管理マニュアルの作成を

求めるとともに、その中で事前措置、事故発生時の対応、事故後の対応等についても指導しているところであるが、今後、校外学習等での事故の防止などについても記載するよう指導したいと考えている。

3 項・4 項＝修学旅行については、毎年度各学校から提出された計画書の内容を確認しており、今回、改めて過去 3 年間の計画書や実施要項等を確認したところ、過去 3 年間でほぼ全ての学校が修学旅行を活用して長崎を訪問し、また、2 校が広島で平和に関する学習を行っていたが、いずれも政治的中立性または安全管理上の懸念が残る行程・教育活動は確認されなかった。また、校外学習については、各学校へ調査を行った結果、県内で平和に関する学習を行っている学校が 16 校確認されたが、いずれも知覧特攻平和会館等における展示資料の見学や講話の聴講等であり、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る行程・教育活動は確認されなかったとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。